



平成18年5月12日

各 位

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
明治電機工業株式会社
代表取締役社長 安井善宏
(コード番号: 3388)
問合せ先: 専務取締役 伊藤秀則
(TEL 052-451-7723)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

明治電機工業株式会社(代表取締役社長 安井善宏)は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条4項6号)

取締役会は、法令、定款及び社内規程等に従い、取締役の職務執行を監督する。

監査役会は、社長直轄の内部監査グループ及び会計監査法人と連携して、取締役の職務執行を監査する。

今後は、コンプライアンス委員会の設置など、取締役、執行役員及び使用人に係るコンプライアンス体制の整備を図る。

また、コンプライアンス上疑義ある行為等について、使用人が通報を行う手段として、内部通報制度を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条1項1号)

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む)を、関連資料とともに、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理するとともに、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条1項2号)

信用、品質、工事安全、システム、業務、自然災害等に係るリスクに適切に対処するため、それぞれ個別に規程を設け、リスク管理を行うが、今後は、リスク管理規程を定め、総合的なリスク管理体制及び管理手法を整備する。

なお、有事の場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項3号)

取締役の職務執行については、業務分掌規程、職務権限明細等社内規程を整備し、役職者の権限及び責任を明確にし、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制とする。

さらに、経営の意思決定の迅速化と事業執行の責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、経営上の重要な事項については、取締役、常勤監査役、執行役員をメンバーとする経営戦略会議において、幅広い議論を行い、職務執行の効率性を確保する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項4号)

使用人に対しては、企業行動についてのガイドラインを定め、行動規範、倫理規範を明示し、社内研修等により周知を図る。

また、代表取締役社長直轄の内部監査グループにより、使用人の職務執行につき、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査する。

今後、コンプライアンス委員会や内部通報制度により、コンプライアンス体制を整備する。

6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項5号)

当社子会社に対しては、関連会社管理規程に基づき、重要な事項に関し本社の承認を必要条件とするとともに、経営状況の報告および本社内部監査グループによる監査を義務付ける。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条3項1号)

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条3項2号)

当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については、監査役会の意見を尊重した上でを行い、当該使用人の取締役からの独立性は確保する。

9. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条3項3号)

監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議等重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

取締役、執行役員、使用人等は、当社に重大な影響を与える事柄について、監査役への報告義務を有するとともに、監査役会の要求に従い、自己の職務の執行状況を監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条3項4号)

監査役は、内部監査グループと密接な情報交換及び連携を図る。

また、代表取締役と監査役会との定期的な会議を開催し、相互認識を深める体制としている。